

公 売 公 告 兼 見 積 價 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和 7 年 12 月 25 日

川 崎 市 川 崎 区 長 山 崎 浩

## 公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質、及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
川21-001	バイク 1台	70,000円	700,000円

## そ の 他 の 事 項

### 1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン及びK S I 官公庁オークションの利用に際しての規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していくことが必要です。

### 2 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第1項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができません。

### 3 公売財産の確認

競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

### 4 参加申込手続き

公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下、「公売参加者など」という。）は、まず「K S I 官公庁オークション」のウェブサイト上で新規会員登録を行っていただき、その後、入札希望物件等の公売参加申込期間において、上記ウェブサイト中の公売物件入札申込画面にて所定の公売参加申込手続きが必要です。

### 5 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者などの名義（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。

### 6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。

なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更ができません。

### 7 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

また、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の落札価額を公売システム上に一定期

間公開することによって告げるとともに、落札者本人には落札を通知するメールが会員登録を行ったメールアドレス宛に届きます。

## 8 消費税相当額について

公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含みます。

## 9 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

## 10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

## 11 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納保険料等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

なお、上記(1)の場合に限り、納付された公売保証金を返還します。

## 12 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、川崎市は引渡しの義務を負いません。

## 13 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

## 14 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、為替証書（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは

銀行振出の小切手（電子交換所に加入している銀行が降り出したもので、振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

## 15 適格証明書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、川崎市が適格証明書（インボイス）を発行します。

## 16 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、川崎市に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

## 17 公売システムについて

本公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

## 18 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市川崎区役所保険年金課又は川崎市健康福祉局収納管理課で閲覧できます。

## 国税徴収法抜粋

### (公売公告)

第九十五条 税務署長は、差押財産を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 一 公売財産の名称、数量、性質及び所在
- 二 公売の方法
- 三 公売の日時及び場所
- 四 売却決定の日時及び場所
- 五 公売保証金を提供させるときは、その金額
- 六 買受代金の納付の期限
- 七 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨
- 八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨
- 九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

### (見積価額の公告等)

第九十九条 税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

- 一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日
- 二 せり売の方法又は第百五条第一項（複数落札入札制）に規定する方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。） 公売の日の前日（当該財産につき第九十五条第一項ただし書（公売公告）に該当する事実があると認めるときは、公売の日）
- 三 その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの 公売の日の前日

2 税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3 第九十五条第二項の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容を公告しなければならない。